

ウィークリースタンス実施要領 Q & A

Q 1. 災害発生時等の緊急を要する場合とは何か。

A 1. 発災直後の災害対応や事故発生後の対応、維持管理業務内における雪氷対応や交通事故・倒木等に伴う道路規制、工事（業務）進捗に影響する連絡・対応など緊急的な場合をいいます。

そのような緊急を要する場合は、例外とし、設定した項目を取り組まないこととします。

なお、ウィークリースタンスは受発注者の労働環境改善の取組であることから、緊急的な場合を除き、積極的に取り組んでいただくようお願いします。

Q 2. 設定した項目ができなかった場合、ペナルティはあるのか。

A 2. 本取組は、時間外の労働規制やワークライフバランスの推進などの働き方改革を踏まえ、受発注者間相互の1週間のルールを目標と定め、取り組むものであり、ペナルティなどはありません。